



令和7年度 福岡市男女共同参画推進協議会

令和7年8月20日（水） 9：20～9：30
Web会議

次 第

- 1 福岡市男女共同参画基本計画（第5次）の原案について

1 福岡市男女共同参画基本計画（第5次）の原案について

1 第5次男女共同参画基本計画について

（1）計画の位置づけ

福岡市男女共同参画を推進する条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるもの。

（2）計画の期間

令和8年度から令和12年度の5年間

※策定スケジュール

令和6年度		令和7年度												令和8年度		
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
◇ 審議会 （諮問）				◇ 審議会 （総論、 各論、 体系）	◇ 審議会 （4次計画 評価）			◇ 審議会 （パブコメ案）		◆ 議会 （委員会報告）	→ パブリック コメント	◇ 審議会 （答申案）	◇ 答申			◆ 議会 （報告）

2 計画策定にあたって

(1) 策定の背景

① 国際的な動き

- ・国連などの男女共同参画推進に関する取組み（SDGs等）が進むとともに、各国で女性の進出がますます顕著に

② 国内の社会情勢の変化

- ・労働力人口が減少する中、**女性有業者数は過去最高、一方で半数は非正規雇用**
- ・男性の家事育児時間は未だ低水準の中、「共働き・共育て」への注目が高まる
- ・女性特有の健康課題による経済損失は年間3.4兆円、健康課題に対する理解や特性に応じた支援が求められる
- ・家庭でも仕事でも希望に応じて活躍できる「令和モデル」への切り替え
- ・**女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化。きめ細かで包括的な支援が**求められる

③ 国等の動き

- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、育児・介護休業法、**DV防止法、女性支援新法**など、男女共同参画関連の**法整備**が進行

（２）第４次基本計画の評価

① 主な取り組みと成果

- ・ **総合的な企画調整機能の強化：**
企画調整と事業実施の部門を集約して一体的に事業を実施し、地域活動ハンドブックの改訂等を実施
- ・ **配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護：**
DV被害者等自立生活援助事業の開始、
児童虐待対応との連携強化
- ・ **ワーク・ライフ・バランスの推進：**
男性の育休取得率の上昇等

市内事業所 **福岡市役所**
 5.1% → **48.7%** 20.2% → **103.0%**
 (R元年度) (R 6 年度) (R元年度) (R6年度)

- ・働く場での女性活躍の推進：
健康課題と仕事の両立に取り組む企業を支援
 - ・地域における男女共同参画意識の浸透：
みんなにやさしい防災研修の開始
- 防災
テー
参画

NPOの意見を 踏まえ改訂



② 数値目標の達成状況

- 男女共同参画に関する市民意識は男女ともに改善しており、女性は目標達成

男女の固定的な役割分担意識の解消度

目標値：女性80%、男性80%

→現状値：女性81.4%

達成

男性72.0%（R6年度）】

- 意思決定過程への女性の参画については目標達成

審議会等委員への女性の参画率

目標値：40%

→現状値：41.0%（R7.8.1現在 ※速報値）

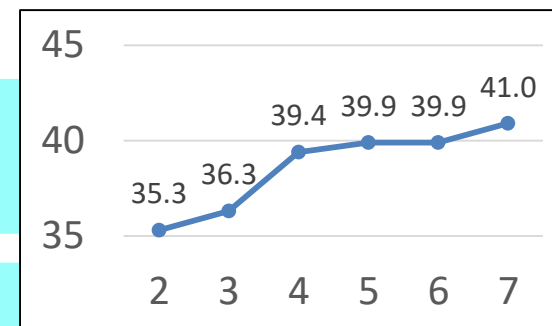
達成

福岡市役所における女性管理職比率

目標値：20%

→現状値：20.3%（R7.5.1現在）】

達成



- 民間企業関連指標は目標未達も女性管理職比率は上昇

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度

目標値：85%

→現状値：71.8%（R6年度）

企業における女性管理職比率

目標値：15%

→現状値：13.3%（R6年度） ※R元年度11.3%

上昇

(3) 今後の課題

1

男女の固定的な役割
分担意識の解消と
意思決定過程への
女性参画促進

- ・ 男女共同参画意識はこれまでの取組みにより改善傾向にあるが、年代や性別で意識の差が存在している。各層に応じて身近で共感を得られるテーマを通じた働きかけなどの取組みが必要である。
- ・ 意思決定過程への女性の参画では、市の審議会等委員や市職員の管理職比率に一定の進展あるも、一層の取組みを要する。**地域での諸団体の長への参画**は引き続き低い水準にあり、リーダー育成などの取組みを**地域の自主性を尊重しながら**進める必要がある。

2

ジェンダーに基づく
暴力の根絶と
被害者支援

- ・ 配偶者等からの暴力に係る相談窓口の認知度等が目標に達せず、相談への心理的ハードルも顕在化している。被害深刻化の未然防止に向けた**相談窓口の周知や若年層への啓発**が課題である。
- ・ DVに限らず、性犯罪・性暴力などのジェンダーに基づく暴力の根絶と予防に向けた**教育・啓発や相談窓口の周知**をさらに推進していく必要がある。

3

困難を抱える
女性への支援

- ・ **令和6年4月施行の女性支援新法を踏まえ、支援を必要とする女性が抱える問題や背景、心身の状況等に応じたきめ細かで包括的な支援が必要である。**

4

ワーク・ライフ・
バランスと女性活躍の
推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する環境整備や働き方改革、男性の育児休業取得は進展あるも、家事・育児・介護等の無償ケア労働は依然として女性に負担が偏っている。
- ・ 職場での女性活躍が進む一方、賃金格差や管理職比率の差など、職場における男女間格差は解消に至らず、**企業への啓発や支援**が必要である。

3 第5次基本計画の基本的考え方

(1) 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に 発揮できる男女共同参画社会

基本目標 1	あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会
基本目標 2	あらゆる暴力が根絶された社会 ※ 1
基本目標 3	女性が安心して暮らせる社会 ※ 2 新
基本目標 4	仕事と生活の調和が実現した社会 ※ 3
基本目標 5	性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会 ※ 3
基本目標 6	あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

※ 1 福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（一部）

※ 2 福岡市女性支援基本計画

※ 3 福岡市働く女性の活躍推進計画

(2) 第5次計画の体系

基本目標ごとに施策の方向を定め、体系的に推進していく。
また、現計画の評価と課題、社会経済情勢の変化などを踏まえ、重点的に取組む施策を選定する。

基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

- 男女平等教育の推進
- 男女共同参画にかかる啓発・学習の全市的展開 **重点**
- 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 **重点**
- 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 **重点**
- 国際理解・交流の推進
- 生涯にわたる健康支援
- 性の多様性が尊重される環境づくり

(2) 第5次計画の体系

基本目標2 あらゆる暴力が根絶された社会

- 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 **重点**
- セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

基本目標3 女性が安心して暮らせる社会 **新**

- 安心して相談できる体制の充実 **重点**
- 安全確保への取組みの充実
- 回復と生活の安定に向けた切れ目のない支援の充実
- 多様な主体との連携による支援の推進 **重点**
- 女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進 **重点**

(2) 第5次計画の体系

基本目標4 仕事と生活の調和が実現した社会

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 **重点**

○子育て・介護支援の充実

基本目標5 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

○働く場における女性活躍推進の支援 **重点**

○女性の就業・起業支援 **重点**

基本目標6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

○市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 **重点**

○地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 **重点**

4 成果指標

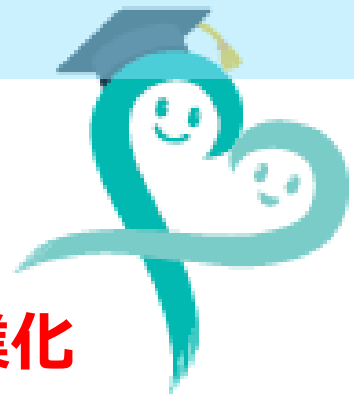
基本目標ごとに、計画期間中に本市が達成すべき成果指標を設定する。

基本目標	成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合	77.1%	85%
2	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 いずれかの相談窓口を知っている人の割合	79.0% (令和5年度)	90%
	中高生の「デートDV」についての認知度 デートDVについて「言葉を知っている」と回答した中高生の割合	中学生 46.2% 高校生 84.2% (令和5年度)	中学生 50% 高校生 90%
3	女性支援の機関・団体職員研修における理解度 新	-	100%
4	ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度を導入している事業所の割合	79.1%	85%
	事業所における男性の育児休業取得率	48.7%	85%
5	事業所における女性管理職比率	13.3%	18%
6	福岡市の審議会等委員への女性の参画率	41.0% ※速報値 (令和7年8月1日)	40%以上 60%以下
	福岡市役所における女性管理職比率	20.3% (令和7年5月1日)	検討中

5 各局区への依頼事項

(1) 施策への反映

- **男女共同参画の視点のあらゆる施策への反映、**
特に、本計画の**重点的に取り組む施策の積極的な事業化**
についてご協力をお願いいたします。



(2) 審議会等委員への女性の参画促進、 行事等での男女共同参画視点での配慮

- 審議会の委員改選にあたっては、**幅広い分野からの女性登用**をお願いいたします。
- 市が主催する行事や式典等の実施にあたっては、可能な限り
男女比率が均衡するようお願いいたします。



審議会等委員への女性の参画状況

(令和7年8月1日現在)

所管	名 称	委員数 (人)	女性数 (人)	参画率 (%)	所管	名 称	委員数 (人)	女性数 (人)	参画率 (%)	
総務企画局	行政不服審査会	6	3	50.0	経済観光文化局	中小企業振興審議会	16	7	43.8	
	政治倫理審査会	11	6	54.5		文化財保護審議会	13	3	23.1	
	情報公開審査会	7	3	42.9		美術館協議会	13	6	46.2	
	個人情報保護審議会	11	5	45.5		博物館協議会	16	7	43.8	
	総合計画審議会	48	19	39.6		屋台選定委員会	10	3	30.0	
	特別職報酬等審議会	10	4	40.0	農林水産局	農林業振興審議会	22	7	31.8	
	公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0		水産業振興審議会	23	5	21.7	
	公務災害補償等審査会 ※1	－	－	－		博多漁港管理会 ※1	－	－	－	
	福岡市職員公務員倫理審査会	5	3	60.0		中央卸売市場開設運営協議会 ※1	－	－	－	
財政局	土地利用審査会 ※1	－	－	－		中央卸売市場市場取引委員会 ※1	－	－	－	
市民局	町界町名整理審議会	17	7	41.2	住宅都市みどり局	都市景観審議会	18	7	38.9	
	市民公益活動推進審議会	7	3	42.9		屋外広告物審議会	18	6	33.3	
	交通安全対策会議 ※2	－	－	－		国土利用計画審議会 ※1	－	－	－	
	迷惑駐車防止審議会 ※1	－	－	－		都市計画審議会	27	7	25.9	
	防災会議	49	7	14.3		住宅審議会	20	7	35.0	
	国民保護協議会 ※1	－	－	－		建築審査会	7	3	42.9	
	消費生活審議会	15	6	40.0		中高層建築物建築紛争調停委員会	6	3	50.0	
	男女共同参画審議会	17	8	47.1		開発審査会	7	4	57.1	
	スポーツ推進審議会	14	8	57.1		地域公共交通会議	8	1	12.5	
こども未来局	こども・子育て審議会	39	17	43.6		福岡市地域公共交通計画協議会	13	1	7.7	
	いじめ問題再調査委員会	4	2	50.0		空家等審議会	7	3	42.9	
福祉局	保健福祉審議会	34	19	55.9	港湾空港局	博多港地方港湾審議会 ※3	－	－	－	
	民生委員推薦会	14	6	42.9		博多湾水産資源影響調査審議会 ※1	－	－	－	
	医療扶助審議会 ※1	－	－	－	教育委員会	福岡市立学校通学区域審議会	19	7	36.8	
	障がい者等地域生活支援協議会	21	9	42.9		福岡市立学校給食センター運営委員会	11	8	72.7	
	障がい者差別解消推進会議	26	11	42.3		福岡空港関係教育対策協議会 ※1	－	－	－	
	障がい者差別解消審査会 ※1	－	－	－		福岡市教科用図書調査研究委員会	15	8	53.3	
	福岡市災害弔慰金等支給審査委員会 ※1	－	－	－		福岡市社会教育委員	20	12	60.0	
保健医療局	食育推進会議	26	10	38.5		福岡市総合図書館運営審議会	14	7	50.0	
	国民健康保険運営協議会	20	10	50.0	福岡市いじめ防止対策推進委員会	7	4	57.1		
	病院事業運営審議会	14	6	42.9	市民センター運営審議会(各区)	46	23	50.0		
	保健所運営協議会	15	7	46.7	40%を達成している審議会等の割合			51	37	72.5
	地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会	5	2	40.0	計(48組織)			859	352	41.0
	環境局	環境審議会	26	11	42.3					
環境影響評価審査会		18	9	50.0						

：女性の参画率40%未満

審議会等の定義

地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される附属機関をいう。

(参考)地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

審議会等委員への女性の参画状況確認の対象となる審議会等

上記定義に基づく附属機関のうち、以下を除き、参画状況確認の対象としている。

※1 長期(直近3年間)開催実績なし …13

※2 令和7年8月1日現在委員未選任 …1

※3 開催予定なし …1

※4 市の政策・方針決定過程に係る業務でない …7(表中記載なし)

(個別案件の審査・判定のために設置され、市の政策・方針決定に係る意思決定を行わない審議会等)